舗装復旧範囲の考え方

舗装本復旧は　掘削部分＋影響範囲（30cm）　について行う。
ただし、影響範囲から120cm以内に絶縁線（舗装継ぎ目）や路肩がある場合はそこまで舗装打ち替えを行うこと。

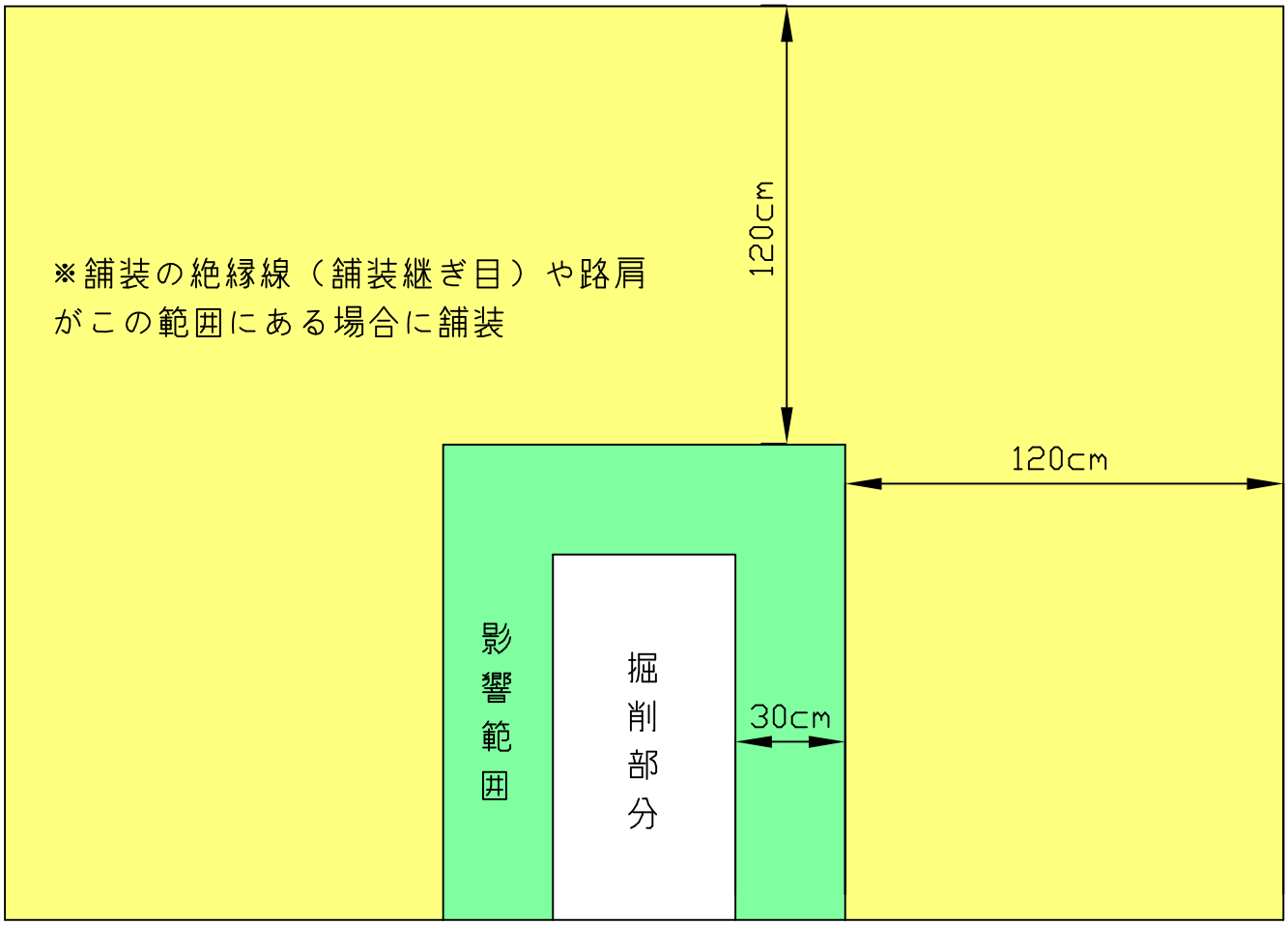

・影響幅の考え方
道路法施行規則に準じて計算。
（アスファルト系舗装の場合）1.0×25cm=0.25cm
（コンクリート舗装の場合）　1.4×20cm=0.28cm

上記より、本市では影響幅 **30cm** としている。

【根拠法令】　道路法施行規則　抜粋
（埋戻し又は表面仕上げを行う道路部分）
第四条の四の七
　占用のために掘削した道路を復旧する場合においては、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあっては掘削部分の外側の舗装の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によって計算したｎの値以下である場合又はｎの値に1.2m（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨張目地である場合にあっては、1.8m）を加えた値以上である場合にあっては、掘削部分の端から距離がｎの値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあっては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に0.1を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

ｎ＝ｋ・ｔ
ｋ：セメント・コンクリート舗装の道路にあっては1.4、アスファルト系舗装の道路にあっては1.0
ｔ：掘削部分の路盤の厚さ